



野崎地平 税理士事務所ニュース

税理士・CFP・宅建主任者 野崎地平
〒852-8151
長崎市泉 1-21-13
TEL 095-894-9201 FAX 095-894-9202
メールアドレス zei@nozaki-chihei.jp
ホームページ http://www.nozaki-chihei.jp

ちょっと間が空きましたが、事務所のニュースをお届けします！
お暇なときにでもご覧いただけると幸いです。何かありましたらお気軽にご連絡ください。

1、勉強会のご案内

久しぶりですが、9月25日に勉強会を行うことにしました！
ご案内は別紙です。どなたでもご参加できます。
楽しく有意義な時間にしたいと思いますので、
どうぞお気軽においでください。



2、マイナンバーについて

「マイナンバー」について、最近耳にする機会が多くなってきました。
9月25日の勉強会でもご説明いたしますが、ポイントをまとめてみました。

(ア)マイナンバーってそもそも何？

12ケタの個人番号のことで、日本に住民登録している国民・外国人全員（赤ちゃんから大人まで）に必ず割り振られます。法人には13ケタの番号が割り振られます。

(イ)自分の番号はどうやって知るのですか？

今年の10月から11月にかけて、マイナンバーの「通知カード」が簡易書留で送られてきます。住所、氏名、生年月日、性別の基本情報も記載されており紙製です。

(ウ)マイナンバーを何に使うのですか？

会社は**社会保障や税の手続き**の際に、マイナンバーを記載して提出します。
行政は**税や社会保障**などの情報を把握しやすくなるそうです。
政府広報資料によると、①公平・公正な社会の実現、②行政の効率化、③国民の利便性の向上に役立つ社会基盤になるとのことです。

(エ)スケジュールはどうなってますか？

28年1月 一部実施開始
(雇用保険の取得や喪失など、一部の手続きにマイナンバーの記載が必要となります)

29年1月 全面実施開始
(社会保険と税の手続きの大部分に記載が必要となります)

年末調整・所得税確定申告について：今年27年は今まで通りです。来年28年分から源泉徴収票などに本人や扶養親族のマイナンバーを記載する必要が出てきます。

(オ)会社がすべきことは？

会社は**税や社会保障**の手続きの際に、**社員の方およびその扶養親族のマイナンバーを収集し、記載することになります。**紛失漏えいに注意することが要求されます。
税理士や社会保険労務士に委託することも可能です。

(カ)今、会社は何をすればいいですか？

1、社員の皆さんに知っていただくことが大事です！

「税や社会保険の手続きに必要な番号となりますので、紛失しないように大事に保管しておいてください。時期が来たら集めます。」とお知らせください。

2、保管管理体制などをどうするかを決めましょう。

どこにどのように保管するか、委託するか、自社で行うかなどをご検討いただきたいと思います。

(キ)会社のマイナンバー収集の時期

会社は慌てて社員のマイナンバーを収集しなくても大丈夫です。各種手続きに必要な時に収集すればいいとされています。



(ク)個人事業主など、会社員以外の方はどうすればいいですか？

ご自身の税や社会保障の手続きの際に必要な場合が出てきます。

紛失、漏えいしないように注意していただければ大丈夫です！

社員がいる個人事業主の方は、前述（キ）までの「会社」と同じとなります。

マイナンバー制度は行政、民間ともに準備が遅れ気味で、実際にスタートしてみないとわからないことが多いのが実情ですが、そんなに心配することはありません。

気になることやわからないことはご遠慮なくご相談ください。

3、27年10月より、火災保険料の引き上げ

27年10月より、火災保険の保険料が全国平均で2%から4%引き上げることに決まりました。地域によって値上げ率は異なり、長崎は3割近く的大幅アップになるそうです。また10年超の火災保険は引き受け停止になるそうです。

火災保険に加入中の方は現在の契約を一度、確認してはいかがでしょうか。

よくわからない時は現在契約されている保険代理店さんにご相談していただきたいと思います。



4、魅力ある会社とは

平成27年10月7日より長崎県の最低賃金は時給694円に引き上げられました。全国平均では798円、東京都は907円となりました。

長崎と東京では200円以上の差があることにビックリします。安価な人件費を求めて中央から地方に企業が移転することが増えてきていることも納得です。

最低賃金は毎年上がる傾向なのですが、給与が高ければ会社に人が集まる時代は終わりつつあるようです。これから更に人材の確保が難しい時代になるかもしれません。

優秀な人財が豊富な会社にしていくためには、給与面はもちろん他の面でも魅力ある会社にしていくことが求められていると思います。

魅力ある会社とは、会社の理念がすばらしい、経営者をはじめとする社員の人柄が尊敬できる、より良い人財になるための教育制度を導入している、残業圧縮に取り組んでいる、社員を大事にしている、社員も会社を大事にしているなどでしょうか。

ある社長さんは「会社は教育機関だ」とおっしゃっていました。家庭、学校でも教育は受けてきているが足りない。技術はもちろん道徳や古典なども教えていくとのことでした。

一方、社員も魅力ある人財になるための日々の精進はどんどんした方がいいと思います。魅力ある会社に必要とされるのは、魅力ある社員です。

私も企業の永続発展のためにも、魅力ある会社作りに明るく前向きに取り組んでいきたいと思っています。いっしょにがんばりましょう！

宛先 野崎税理士事務所 ファックス 095-894-9202

— 事務所ニュースご返信 —

【27年9月の勉強会について】

- 日 時 平成27年9月25日（金）14：00～16：45
- 場 所 長崎商工会議所3階 第2会議室 「市役所前バス停」のすぐ近くです。
長崎市桜町4-1 TEL 095-822-0112
- テーマ ①マイナンバーの実務について
～これだけ知っておけば大丈夫！慌てずに体制づくりから～
②最近の税制のポイントについて（改正点、有利な減税制度など）
③面白い本のご紹介
④その他の情報ご提供
- 講 師 野崎地平
- 参加費 無 料
- 参加者 どなたでもご自由に参加できます。お気軽にご参加ください。
- 懇親会 勉強会終了後、近くの居酒屋さんで行う予定です。参加費は3,000円です。

ご参加していただける方のみ、ファックスまたはメールにて
9月18日（金）までに、ご返信くださると助かります。

FAX 095-894-9202
メール zei@nozaki-chihei.jp

27年9月25日の勉強会に参加します。

御社名			
お名前			
電話番号			
ファックス番号			

懇親会にご参加いただける方は、下記にお名前をご記入ください。

お名前			
-----	--	--	--